

令和7年3月17日

南相馬市農業委員会
3月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和7年3月17日(月) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	欠 番		13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	欠	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	欠			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 立野 功

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 宮本 達男

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

農地集積課

主 事 増田 知洋

4 . 日 程

- | | | |
|--------|----------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 諸般の報告 | |
| 日程第 3 | 報告第 11 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 12 号 | 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について |
| 日程第 5 | 報告第 13 号 | 違反転用事案の報告について |
| 日程第 6 | 報告第 26 号 | 農用地利用集積等促進計画の決定について |
| 日程第 7 | 報告第 27 号 | 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について |
| 日程第 8 | 報告第 28 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 9 | 報告第 29 号 | 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 30 号 | 農地法第 3 条の規定による貸借権移転の許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 31 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分） |
| 日程第 12 | 議案第 32 号 | 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分） |
| 日程第 13 | 議案第 33 号 | 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分） |
| 日程第 14 | 議案第 34 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 15 | 議案第 35 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 16 | 議案第 36 号 | 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 17 | 議案第 37 号 | 現況確認証明申請について |

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議長 只今より、令和7年3月定例総会を開会いたします。農業委員、推進委員ともども、まもなく任期満了を迎えることとありますが、本日も、慎重審議をよろしくお願いいたします。欠席通告者は、5番委員、10番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号11番委員、12番委員、13番委員を指名いたします。

議長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。去る3月14日に浮舟文化会館で挙行されました、みらい農業学校の第1期生の卒業式に出席をいたしました。昨年4月に開校したみらい農業学校で初の卒業を迎えた第1期生13名は、市内や県内外から入校し、1年間、農作物の栽培や営農技術を習得し、スマート農業や先端機器の操作、経営知識等を幅広く身に付け、晴れの門出を迎えました。自信にあふれた卒業発表では、農業への情熱と意欲が伝わり、市長をはじめ来賓一同が、今後の活躍に熱いエールを贈りました。13名のうち7名は市内での就農を決めており、農業法人への就職または独立し、即戦力として農業の進展に寄与するものと期待しております。以上をもって諸般の報告といたします。

議長 次に、日程第3、報告第11号「専決処分の報告について」を議題といたします。まず、専決第3号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第3号について説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、贈与税納税猶予が5件、不動産取得税が8件ありました。詳細につきましては、記載のとおり令和7年2月18日付けの専決であります。以上です。

議長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第 4 号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 専決第 4 号について説明いたします。議案書の 5 ページから 6 ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案となります。贈与税納税猶予が 1 件、不動産取得税が 1 件ありました。詳細につきましては、記載のとおり令和 7 年 2 月 1 9 日付けの専決であります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 4、報告第 1 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは報告第 1 2 号についてご説明いたします。議案書の 7 ページから 8 ページになります。今回 1 0 件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続をしましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりであります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 1 3 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは報告第 1 3 号についてご説明いたします。議案書の 9 ページから 1 0 ページ、整理番号 1 番から 3 番につきまして、当事者の住所氏名、違反転用地の所在、発生年月日等は記載の通りです。

まず、整理番号 1 番ですが、一般住宅を建築する目的で当該農地を購入することを前提に、令和 6 年 8 月頃に所有者の承諾を得て盛土造成を行ってしまったものです。今般、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号2番ですが、平成5年頃に亡き父が宅地進入路として整備し、現在は息子が使用しております。今般、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。

続きまして、整理番号3番ですが、平成5年頃に自宅を新築する際、建築資材等運び入れる道路として既存の道路を通行予定でありましたが、幅員が狭く大型トラックが通れないため、当該農地に進入路を整備し使用しておりました。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第26号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件が私を含めて3件ありますので、ここで議長を職務代理者と交代いたします。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。日程第6、議案第26号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件が3件あります。当該案件ごとに審議いたしますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。それでは先ず、整理番号101番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、18番委員にはこの間退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から、整理番号101番の説明を求めます。

事務局 議案第26号整理番号101番についてご説明いたします。議案書の17ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります、農地集積

課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 整理番号101番についてご説明いたします。小高区の大井塚原地区の農地に係る福島県農業振興公社との契約調整となります。賃借料につきましては、営農改善組合の決定に基づき決定してございます。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。18番委員の復席を許します。会長が戻られますので、議長を交代いたします。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。次に、整理番号50番及び60番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、7番委員にはこの間退席を願います。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。事務局から、整理番号50番及び60番の説明を求めます。

事務局 議案第26号整理番号50番及び60番についてご説明いたします。議案書の14ページ及び15ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります、農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 整理番号50番及び60番についてご説明いたします。原町区の馬場西地区における福島県農業振興公社との契約調整となります。賃借料については、地区の営農改善組合で決定したものでございます。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。7番委員の復席を許します。暫時休議いたします。

(休議)

議 長 再開します。それでは、事務局から議案第26号「農用地利用集積等促進計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第26号の残り全部についてご説明いたします。議案書の11ページから23ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります、農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第26号の残り全部についてご説明いたします。正誤表のとおり、整理番号120番、139番、184番が削除となります。これに伴いまして、整理番号192番、193番の筆数と面積が修正となります。また、整理番号194番、195番については、利用権設定の終期の日付に誤りがありましたので修正をさせていただきます。今回の契約は、原町区の馬場西地区、小高区の大井塚原地区、鹿島区の大内烏崎地区の福島県農業振興公社との契約調整でございます。大井塚原地区においては賃借料の設定が3パターンございまして、10アール当たり1万円、5,000円、3,500円と筆によって違いがありますが、災害復旧工事の面工事の進捗具合によるもので、終わった所から作付けしていくような形でずれが生じているためとなります。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

17番委員 整理番号143番の貸付人、料理人の方ですが、本日午前中に電話でお話をしました。米の価格ですが、レストラン等をやっているとは500万円くらいかかるようです。震災前は自身で稲作をされていたようですが、今後地元に戻って稲作

を始めるか迷っているような様子でした。小高区で作付けする場合、何か助成とかあったりするのでしょうか。田植機やコンバインを購入したりするのにお金がかかりますから、大変ですよと話をしたところです。

農地集積課 就農者に対しサポートできる仕組みについてですが、市農政課の方で、機械の購入に当たっての支援がありますが、対象が認定農業者や新規就農者等、いろいろな要件が出てきますので、今回のご質問は一旦持ち帰らせていただきまして、農政課の担当職員に話を繋ぎたいと思います。

議 長 そのほかございますか。

農地集積課 各区で営農改善組合が立ち上がっていますが、公社契約の面積に応じまして、各組合に地域集積協力金や集約化奨励金が交付されております。10年分まとめて入ってきております。この交付金については、各営農改善組合において使い方を決めていただいて構いません。今後、役員会や総会でお諮りし決定いただければ、今般のご質問いただいた内容での支出も可能であると思われましたので、補足させていただきます。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第27号「農地法第3条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第27号についてご説明いたします。議案書の24ページから38ページになります。3条許可を受けた賃借権設定の許可取消願出が2件と、3条許可取消の決定を受けたものの取消願出が3件あります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示は記載の通りです。本案件は、小高区小屋木及び上根沢地内における営農型太陽光発電事業に係るものであり、関連する案件ですので、一括して説明いたします。1月定例総会で許可となりました賃借権の設定について錯誤があったため取消をし、議案第30号で改めて賃借権の移転をする案件となりますので、後ほどご審議方よろしくお願いたします。1月定例総会での内容は、合同会社が新たに賃借権を設定するものであります。しかし、この内容で処理を進めていきますと、登記手続きの際に判明したものであります。株式会社と住民との

間に締結しております土地賃借契約、延べ28名75筆ございますが、こちらの契約の効力が失効してしまい、再度合同会社と住民とで契約を締結し直さなければならないことが判明しました。このことは住民に対して本来不要である事務処理を強いることとなり、望ましくありません。これを回避するために、錯誤で受けた許可を取消し、本来申請すべき内容であります、株式会社から合同会社への賃借権の移転許可を受ける必要があるため、今回お諮りするものとなります。なお、小屋木地区での賃借権に係る案件は整理番号1番、3番です。上根沢の案件は整理番号2番、4番、5番であります。詳細につきましては記載の通りです。以上であります。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第28号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第28号についてご説明いたします。議案書の39ページから44ページになります。申請番号1番から16番について、詳細は記載のとおりでございます。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上であります。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第29号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第29号についてご説明いたします。議案書の45ページから47ページになります。申請番号1番から7番について、詳細は記載のとおりでございます。申請番号2番につきましては、正誤表の通り被設定人の氏名に誤りがございましたので、修正をいたします。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上であります。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。申請番号1番については、5番委員が本日欠席でありますので、補足があれば事務局より説明願います。

事務局 5番委員より報告を受けておりますが、今般の申請において特段課題となるようなものはございませんでした。

議長 続きまして、申請番号2番から7番について、12番委員より何かございますか。

12番委員 特にございません。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第30号「農地法第3条の規定による貸借権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第30号についてご説明いたします。議案書の48ページから52ページになります。本案件は議案第27号でお諮りいたしました案件に関する内容であります。申請番号1番は小高区小屋木地区の営農型発電設備に関するものであり、申請番号2番及び3番については上根沢地区の営農型発電設備に関する案件であります。令和7年1月時点で現地調査は行われており、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がありました。よって、今回の現地調査につきましては、営農内容に変更がないことから割愛しているところであります。以上であります。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 3 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 1 号についてご説明いたします。議案書の 5 3 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については、第 1 種農地に農作業スペース等を整備するための転用申請となっております。報告第 1 3 号整理番号 3 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号 2 番については、第 3 種農地に敷地内通路を整備するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 3 1 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。本案件は報告第 1 3 号整理番号 3 番との関連する案件でございます。現地案内図は 1 ページとなります。ただいま事務局より詳細説明があったとおりでございますが、違反転用状態を是正するための申請となります。去る 3 月 6 日午後 4 時 3 0 分頃より、申請人と代理人行政書士双方立ち会いのもとに、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、申請人と行政書士より確認をしまして、違反転用に係る顛末書とあわせて、引き続き農作業スペース及び進入路として利活用するとの土地利用計画図面も提出されておるところでございます。現地の状況等を確認調査しました結果、立地基準、一般基準に特段の問題はないと、このように判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 議案第 3 1 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページになります。去る 3 月 7 日午前 1 1 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準とも

に満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 2 号についてご説明をいたします。議案書の 5 4 ページから 5 5 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、申請当事者の氏名、土地の表示、事業計画を変更する理由は記載のとおりです。申請番号 1 番 2 番ともに、同一事業者であります。ともに現場事務用地として使用する目的で一時転用の許可を受けましたが、工事期間の延長に伴い、期間内で事業が完了できないことから、一時転用期間を延長するものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査であります 5 番委員が欠席のため、申請番号 1 番及び 2 番について、事務局から報告を願います。

事務局 調査委員に代わりまして、現地調査の結果をご報告させていただきます。先ず、議案第 3 2 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページでございます。去る 3 月 7 日午前 8 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

 次に、議案第 3 2 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 4 ページでございます。去る 3 月 7 日午前 9 時 5 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 33 号についてご説明をいたします。議案書の 56 ページから 57 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、申請当事者の氏名、土地の表示、事業計画を変更する理由は記載のとおりでございます。先ず、申請番号 1 番ですが、焼肉レストラン建築の目的で転用許可を受けましたが、コロナ禍による売り上げ低下により資金の借入れが困難となり、事業を断念することとなりました。本土地につきましては、議案第 28 号申請番号 4 番のとおり、承継者が農地として譲り受け、ブルーベリーの営農を行うため、当初の事業計画を変更するものとなっております。

続きまして、申請番号 2 番ですが、営農型太陽光発電を行う目的で一時転用許可を受け、パネル下で茄子及び白菜の作付けを行っておりますが、議案書記載のとおり、二毛作では植え付け時期が遅延気味であり、また昨今の猛暑の影響により、白菜の苗の準備が困難となっている状況であることから、品目を大根一種類に変更を行うための申請となっております。補足でございますが、本来、営農型発電設備下の農作物につきましては、地域の平均的な単収から 2 割以上減収することがないように事業を実施することとなっておりますが、令和 6 年度の実績としまして、茄子が約 60 パーセント、白菜が 27 パーセントとなっており、ともに単収 8 割を満たしていない状況でございました。パネル下部で菊やブドウ等の作付けも行っているため、茄子と白菜の作付け株数が少なかったことが要因としてあるため、昨年、発電事業者及び県相双農林事務所企画部と打ち合わせを行い、発電事業者には、営農型太陽光事業について営農者へしっかり説明することを指導したところでございます。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、17 番委員。

17 番委員 議案第 33 号申請番号 1 番について報告いたします。先ほどの議案第 28 号申請番号 4 番の関連案件です。現地案内図は 5 ページです。去る 3 月 6 日午後 1 時頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。農地法第 3 条許可取得後、鉢植えによるブルーベリーを作るということでした。調査の結果、立地基準、

一般基準ともに満たしており、何ら問題ありませんでした。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、14番委員。

14番委員 議案第33号申請番号2番の現地調査についてご報告いたします。現地案内図は6ページになります。現地調査は3月7日午前10時より、発電事業者と営農者立ち会いのもとに行いました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、営農に課題があることから、この課題解決のために、栽培作物を2種類から1種類に変更するという内容であります。このため、営農者から経験や栽培技術に関する聞き取り、及び現地の状況等を調査いたしました結果、いずれも申請内容は適正であると判断してまいりました。以上でございます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第34号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第34号についてご説明をいたします。議案書の58ページ、申請番号1番から3番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。補足といたしまして、申請番号1番は報告第13号との関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

続きまして、申請番号2番及び3番につきましては、共同住宅を建築するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第34号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。この案件は、報告第13号整理番号1番関連の案件です。申請内容は記載のとおりです。去る3月11日午前11時10分頃より、代理人

行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 続きまして、申請番号2番及び3番について、4番委員。

4番委員 先ず、議案第34号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページになります。去る3月6日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第34号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページになります。去る3月6日午後3時15分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第35号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第35号についてご説明をいたします。議案書の59ページ、申請番号1番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。本案件は、第二種農地に集合住宅を建築するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第35号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る3月11日午前10時50分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議長 次に、日程第16、議案第36号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第36号についてご説明をいたします。申請取り下げが1件ございましたので、議案書の60ページ、申請番号1番についてのみとなります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。本案件は報告第13号との関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、15番委員。

15番委員 議案第36号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第13号整理番号2番の関連案件であります。現地案内図は11ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る3月10日午後2時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 17、議案第 37 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 37 号についてご説明いたします。当日配付議案書の 1 ページから 10 ページ、申請番号 1 番から 48 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号 25 番、28 番の 20 筆、29 番の 1 筆、37 番の 1 筆、39 番、45 番、46 番を農地、それ以外の申請地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 12 番について、現地調査委員を代表しまして、17 番委員から報告を願います。

17 番委員 議案第 37 号申請番号 1 番から 12 番について現地調査の報告をいたします。去る 3 月 3 日午後 1 時頃より、農業委員 1 名、推進委員 2 名、事務局 1 名の合計 4 名で現地調査を行いました。先ず、申請番号 1 番について報告いたします。現地案内図は 15 ページです。昭和 60 年以降に不耕作となった農地であり、全面に雑木等が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号 2 番について報告いたします。現地案内図は 16 ページです。市道新設のため、分筆して残った極小面積の農地であり、現況も農地の様相ではなく、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号 3 番について報告いたします。現地案内図は 17 ページです。平成 7 年以降に不耕作となった農地であり、進入路もなく、全面に雑木等が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号 4 番について報告いたします。現地案内図は 18 ページです。平成元年以降に不耕作となった農地であり、全面に杉の木等が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号 5 番について報告いたします。現地案内図は 19 ページです。平成 22 年以降に不耕作となった農地であり、進入路もなく、全面に雑木が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号 6 番について報告いたします。現地案内図は 20 ページです。平成 16 年以降に不耕作となった農地であり、進入路もなく、全面に雑木が生い

茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号7番について報告いたします。現地案内図は21ページです。昭和40年以降に不耕作となった農地であり、進入路もなく、全面に雑木等が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号8番について報告いたします。現地案内図は22ページです。平成22年以降に不耕作となった農地であり、法面になっており形状も悪く、雑木も生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号9番について報告いたします。現地案内図は23ページから24ページです。昭和60年以降に不耕作となった農地であり、進入路もなく、全面に雑木が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号10番について報告いたします。現地案内図は25ページです。平成7年以降に不耕作となった農地であり、全面に雑木などが生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号11番について報告いたします。現地案内図は26ページです。昭和60年以降に不耕作となった農地であり、進入路もなく、全面に雑木が生い茂っており、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。

次に、申請番号12番について報告いたします。現地案内図は27ページです。平成17年以降に不耕作となった農地であり、進入路もなく、全面に雑木等が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断してまいりました。以上、12件について、現地調査の報告とさせていただきます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議長 続きます。申請番号13番から20番について、現地調査委員を代表しまして、4番委員から報告をお願いします。

4番委員 議案第37号申請番号13番から20番について、調査委員を代表しまして現地調査の報告をいたします。去る3月4日午前9時頃より、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名の計4名で現地調査を行いました。先ず、申請番号13番ですが、現地案内図は28ページになります。当該地は原町区北原地内にあり、現況は樹木が生い茂り林野化しており、非農地と判断しました。

続きます。申請番号14番ですが、現地案内図は29ページになります。当該地は原町区北原地内にあり、現況は狭小地で形状も悪く、農地として使用されておらず、雑木も生い茂っていることから、非農地と判断しました。

続きます。申請番号15番ですが、現地案内図は30ページになります。当該地は原町区大甕地内にあり、2筆は進入路がなく竹林化しており、1筆は狭小地で雑木が茂っており、農地として復元できる状況ではないことから、非農地と

判断しました。

続きまして、申請番号16番ですが、現地案内図は31ページになります。当該地は原町区零地内にあり、現況は進入困難で雑木が生い茂っており、山林化しており、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号17番ですが、現地案内図は32ページになります。当該地は原町区江井地内にあり、大木が生い茂り森林化しており、農地に復元できる状態にないため、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号18番ですが、現地案内図は33ページになります。当該地は原町区江井地内にあり、現況は進入路もなく雑木が生い茂り、農地として利用できる状態ではないため、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号19番ですが、現地案内図は34ページになります。当該地は原町区鶴谷地内にあり、申請地は5筆ありますが、1筆は傾斜地で雑木も生い茂っており、農地として利用できる状況ではなく、非農地と判断しました。もう1筆も同様に、樹木が茂っており、非農地と判断しました。残り3筆は、植林された木が成長して山林化しており、非農地と判断しました。

最後に、申請番号20番ですが、現地案内図は35ページになります。当該地は原町区堤谷地内にあり、進入路もなく、道路から見る限り、樹木が生い茂っており、農地に復元できる状態ではないため、非農地と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号21番から28番について、現地調査委員を代表しまして、11番委員から報告を願います。

11番委員 議案第37号現況確認証明申請についての現地調査をいたしましたので、報告いたします。農業委員1名、推進委員2名、事務局1名の計4名で調査しました。まず、申請番号21番ですが、現地案内図は36ページです。現地に行く道路もなく、完全に山林化した状態であるため、非農地といたしました。

続きまして、申請番号22番ですが、現地案内図は37ページです。一部は桧が植林されており、植林されなかった場所には雑木が生い茂り山林化していることから、非農地といたしました。

続きまして、申請番号23番ですが、現地案内図は38ページです。雑木の太木が繁茂しており、山林化していることから、非農地といたしました。

続きまして、申請番号24番ですが、現地案内図は39ページです。雑木の太木が繁茂しており、山林化していることから、非農地といたしました。

続きまして、申請番号25番ですが、現地案内図は40ページです。平坦地で草刈り管理されていることから、農地と判断しました。

続きまして、申請番号26番ですが、現地案内図は41ページです。進入道路

もなく、雑木が生い茂っていることから、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号27番ですが、現地案内図は42ページです。雑木の大き木が繁茂していることから、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号28番ですが、現地案内図は43ページから46ページです。泉沢の戸ノ内前1筆は山林化しているため、非農地としました。浪岩の2筆は草刈り管理されているこのことから、農地と判断いたしました。後迫の1筆は野菜が栽培されていることから、農地と判断しました。後迫のもう1筆は雑木が繁茂していることから、非農地といたしました。弥惣迫の2筆は山林化していることから、非農地といたしました。弥惣迫の残り3筆は草刈り管理されていることから、農地といたしました。後屋と宮内の13筆は草刈り管理されていることから、農地と判断いたしました。薬師前と水谷の割田については、細長く狭く、雑木があるため、非農地としました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

事務局 事務局から補足させていただきます。宮内の21番から26番の5筆については、草刈り等管理されているような状況でしたので、農地として判定いたしました。以上になります。

議長 続きまして、申請番号29番から37番について、現地調査委員を代表しまして、2番委員から報告を願ひます。

2番委員 議案第37号申請番号29番から37番について、現地調査委員を代表いたしまして、一括して現地調査報告をいたします。当日配付議案書7ページから8ページになります。各申請理由につきましては議案書記載のとおりであり、現地案内図は47ページから57ページまでになります。去る3月6日木曜日午後1時頃から午後4時頃まで、農業委員の私と農地利用最適化推進委員2名、事務局職員1名の計4名で22件の現地調査を行いました。先ず、申請番号29番についてですが、現地案内図は47ページから48ページになります。当該地は原町区小浜地内にあり、189番については現地案内図47ページになりますが、令和6年度農地利用状況調査で再生困難と判断されておりましたが、今回の現地調査の結果、農道に面しており、草刈り等管理されており、農地としての利用価値があると判断し、農地と判断いたしました。283番6、283番9につきましては、現地案内地図48ページになります。申請理由にもあります通り、地主である申請者は震災後に市外に転出しており、十数年間不耕作のため、現地は雑木が生い茂り原野化しており、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号30番についてですが、現地案内図は49ページになります。当該地も原町区小浜地内にありますが、県道に面した狭小地であり、不耕作のため大木が生え、笹竹も繁茂し原野化しており、農地としての再生は困難で

あり、利用価値もないと判断し、非農地であると判断しました。

続きまして、申請番号31番についてですが、現地案内図は50ページになります。当該地は原町区小沢地区にあり、今回調査の結果、申請地は雑木が繁茂し、山林の一部と化しており、現況から判断しても農地としての再生困難であると判断し、非農地と判断いたしました。

続きまして申請番号32番についてですが、現地案内図は51ページになります。当該地は原町区小沢地区にあり、今回調査の結果、雑木が繁茂し山林の一部と化しており、現況から判断いたしましても、農地としての再生は困難であると判断し、4筆全て非農地と判断いたしました。

次に、申請番号33番についてですが、現地案内図は52ページになります。当該地も原町区小沢地内にあり、竹林化し雑木が繁茂し、農地としての再生は困難であると判断し、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号を34番についてですが、現地案内図は53ページから54ページになります。当該地も原町区小沢地区にあり、計3筆とも今回調査の結果、大木や雑木が生い茂り、原野化しておりました。現況から判断いたしましても農地としての再生は困難であると判断し、非農地と判断いたしました。また、同申請の小高区大井の1筆については、現地案内図は54ページになります。こちらは周囲が^{もうもうちく}孟宗竹の竹林となっており、現況から判断しても、農地の再生は困難であると判断し、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号35番についてですが、現地案内図は55ページになります。当該地は、原町区小沢地内にあり、雑木が繁茂し原野化しているため、農地の再生利用困難と判断し、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号36番についてですが、現地案内図は56ページになります。当該地も原町区小沢地内にあり、大木や雑木が繁茂し、山林化しておりました。農地としての再生は困難であると判断し、3筆全て非農地と判断しました。

最後に、申請番号37番についてですが、現地案内図は57ページになります。当該地は原町区片倉地内にあり、52番1と75番の2筆については今回の調査の結果、雑木が繁茂し原野化しており、再生困難であるため、非農地と判断いたしました。72番1については住宅敷地内にあり、草刈り等の手入れも行き届いているため、家庭菜園等の農地としての利用価値があると判断し、農地と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号38番から48番について、現地調査委員を代表しまして、15番委員から報告を願います。

15番委員 議案第37号申請番号38番から48番について、現地調査の報告をいたします。去る3月7日午後1時より、農業委員1名、推進委員2名、事務局1名の計

4名で現地調査を行いました。まず、申請番号38番について報告をいたします。現地案内図は58ページです。令和5年以降不耕作となった土地であり、狭小地かつ山林が隣接しておりますので、日当たりも悪いため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号39番についてご報告申し上げます。現地案内図は59ページになります。30年前から不耕作となっておりますが、山砂を採取したことにより形状も良くなり、また畑として一部使用しており、農地として使用が困難ではないため、農地として判断をいたしました。

次に、申請番号40番についてご報告申し上げます。現地案内図は60ページです。平成元年以降不耕作となった土地であり、全面的に杉が生い茂り、農地の様相がないため、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号41番について報告を申し上げます。現地案内図は61ページです。令和2年以降不耕作となった土地であり、全面に雑木等が生い茂り、農地への様相がないため、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号42番について報告を申し上げます。現地案内図は62ページになります。平成8年以降不耕作となった土地であり、全面的に雑木などが生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号43番についてご報告申し上げます。現地案内図は63ページです。約15年前頃から不耕作となった土地であり、進入路もなく、全面的に雑木等が生い茂り、農地の様相ではないため、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号44番について報告を申し上げます。現地案内図は64ページです。東日本大震災以降不耕作となった土地であり、進入路もなく原野化し、農地の様相ではないため、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号45番について報告をします。現地案内図は65ページになります。約4年前から不耕作となっておりますが、農地の一部にビニールハウスなどが設置しており、草刈り等の管理も行き届いているため、農地と判断をいたしました。

次に、申請番号46番について報告をいたします。現地案内図は66ページです。平成15年以降不耕作となった土地ではありますが、草刈り等を行っていることから、農地と判断をいたしました。

次に、申請番号47番について報告をいたします。現地案内図は67ページです。約50年前から不耕作となった土地であり、進入路もなく、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号48番について報告をします。現地案内図は68ページです。約30年前から不耕作となった土地であり、全面的に雑木が生い茂り、農地の様相がないため、非農地と判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

